

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第5回）議事録

■日時 平成29年1月23日（月）午後3時30分～午後4時51分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

■出席委員

片谷会長、平手第二部会長、池邊委員、池本委員、木村委員、黒田委員、佐々木委員、寺島委員、西川委員、藤倉委員

■議事内容

審議

(1) 「（仮称）芝浦一丁目建替計画」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、廃棄物に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

(2) 「川口土地区画整理事業」環境影響評価準備書に係る項目別審議

⇒ 水質、地形及び地質、廃棄物等の項目について審議を行い、地形及び地質に係る委員の意見について、指摘の主旨を答申案に入れることとした。

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第5回）

速 記 録

平成29年1月23日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

(午後3時30分開会)

○池田アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局から御報告を申し上げます。現在、会長を含め第二部会委員12名のうち10名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございましたのでよろしくをお願いいたします。

○平手部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度としたいと思います。

それでは、傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴者入场)

○平手部会長 ただいまから、第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように「(仮称)芝浦一丁目建替計画」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、「川口土地区画整理事業」環境影響評価準備書に係る項目別審議と、その他となっております。

それでは「(仮称)芝浦一丁目建替計画」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

事務局から説明をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。

資料1-1、1ページ目をご覧ください。環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議についてでございます。事業名称は「(仮称)芝浦一丁目建替計画」。

まず選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染等の、記載の12項目でございます。

選定した理由は、お手元のグレー色の薄い冊子の89ページ～90ページでございます。

委員からの意見ということで、廃棄物が1件ございます。こちらについては、最後に御説明をさせていただきます。池本委員と調整させていただいた意見でございます。

それから、2 選定しなかった環境影響評価の項目が5項目ということで、悪臭、水質汚濁、

地形・地質、生物・生態系、史跡・文化財でございます。

選定しなかった理由は、91ページに記載がございます。

それから、3 都民の意見及び周知地域区長の意見ということで、別紙のとおりということでおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

都民からの意見書が0件ということで、都民意見はございませんでした。

それから周知地域区長からの意見が1件ということで、港区長から1件意見が出されてございます。以下に記載の項目は、全て港区長からの意見でございます。

まず、総論としまして 1 環境影響評価書案を作成する際には、調査方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしていただきたい、2 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応していただきたい。

それから各論としまして、1～5までございますけれども、1 工事計画についての2つ目のポチです。解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管すること。

それから下から2つ目です。建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じること、工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫すること。

3ページにまいりまして、3 交通について。環境影響評価書案には、本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化について予測評価を分かり易く記載すること。

4 風環境についての2つ目です。風洞実験に際しては、暴風植栽模型の形状やセンサーの取り付け位置等について詳細に写真撮影を行い「風環境予測と対策の届出」において報告すること。

5 温室効果ガスについては、エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用すること、といった意見が出てございます。

港区からの意見は、ほかの案件でも同様な意見が出されておりました、事業所のほうでは基本的にはこういったことには対応することのできるような内容となっております。

これを踏まえまして、また1ページにお戻りいただきまして、1 選定した環境影響評価の項目の廃棄物の意見の案でございますけれども、まず読み上げさせていただきます。工事の施行に伴う廃棄物の予測において、予測事項を建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の

排出量等としているが、本事業においては既存建築物の解体も行うことから、解体工事に伴う廃棄物の排出量等についても、予測・評価することということで、お手元の調査計画書の132ページをご覧ください。

今回のこの「(仮称)芝浦一丁目建替計画」は建替ということからも分かるように、既存の建築物を解体して、そこに新しい建物を建てるという計画なのですけれども、こちらの132ページの予測事項の工事の施行中のところを見ていただきますと、建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量、再資源化量等と記載があるのですけれども、この建設工事に伴う建設廃棄物の中に、解体も含まれると読むことはできるのですが、確かに明示されておりませんので、しっかり解体のほうもかなりの量が出ますので、予測すべしということをしつかり担保することも含めて、この答申案の意見案とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、ただいまの説明について、項目を担当されている委員から、何か補足することはございますでしょうか。

池本委員、お願いします。

○池本委員 今、御説明があったとおりののですけれども、この調査計画書を見ていただきたいのですが、まず1ページ目の上から3番のところなのですが、対象事業の内容の概略というところで、対象となる事業は、と書かれておりまして、これの新築事業であるという書かれ方がしております。新築を対象としているという書き方をしている中で、16ページ目をご覧くださいいただきたいのですが、工事の行程表が出ているのですけれども、こちらでもやはり解体と建設の事業は、見ようによっては重なっている部分もあるのですが、分かれているように書かれているということで、それで先ほどの建設だけを対象としているような記載が見受けられましたので、ここでは文意としてはおそらく解体も入っているだろうという気持ちもあるのですけれども、明確に解体のほうも対象としていただいたほうがよろしいのではないかとということで、御意見をさせていただきました。

以上でございます。

○平手部会長 それでは、御質問等がございましたらお願いいたします。

○片谷会長 今の件なのですけれども、今後も当然、こういうことはありますよね。事務局として、何か今後に向けてどうするかということのお考えはありますか。

○宇山アセスメント担当課長 今回、チェック漏れということで明示してありませんでしたけれども、事務局としても解体を含むという想定でおりましたので、今後、しっかりチェッ

クをして、解体工事に伴う廃棄物という表現を忘れないように対応してもらいたいと思っております。

○片谷会長 これはなかなか難しいところで、この計画ですと、解体をしなければ建てられないわけで問題がないのですけれども、敷地に余裕がある案件ですと、新築をしてから既存の建屋を解体するというケースもあって、前回の町田市資源循環型施設がそうなのですけれども、そういう場合にはなかなか解体を入れろとは言いにくいところがあります。事務局の内部資料でもいいと思うのですけれども、そのあたりの仕分けを残しておいていただく。

要は、今の事務局のメンバーがいらっしゃる間はいいのですけれども、将来、人が変わったときに対応が変わるといのは余りいいことではないので、こういうケースではこのように対応するということが記録として残る。内部記録でもいいのですけれども、残っているといいかなと思っているというのがコメントです。

○宇山アセスメント担当課長 一応、技術指針にも、建替えは基本的に同じ事業者が建替えをするだけであれば、含めなさいとは書いてあるので、これについては事務局が変わっても特段対応が変わるものではございませんので、その点は御安心いただいてよろしいかと思えます。

○平手部会長 今、会長のお話になった後者のケースですね。要するに、新築してから旧建屋を解体する。その場合は、アセスそのものには引っかけられないわけですか。

○宇山アセスメント担当課長 先日の町田市資源循環型施設の件のように、作って、壊して、その跡地に緑地を造る。こういう一連の工期の場合にはもちろん対象にしようということとで対応しております。

○平手部会長 分かっている場合はそうですね。

○宇山アセスメント担当課長 そうです。案件によって、まず作ってしまって、いつ壊すかは分かりませんとかになると、例えば、5年後壊します、10年後壊しますというのを予測できないので、そういう場合は物理的に対象にできないということはあるのですけれども、先が見込めるのであれば、基本的には解体することを入れてもらうということとで対応してございます。

○平手部会長 分かりました。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

○池本委員 今の分かっている件の話ですけれども、今、事務局のほうから説明があったとおり、いつ行えるか分からないという場合に入れるのは難しいと思います。ただ、それでや

らないかという点、住民合意形成など、地元との関係もあると思いますので、自主アセス的な形で説明を行っていかとか、そういった形で対応されていくことが、これから増えていくのではないかと考えています。

以上です。

○平手部会長 それでは、ほかに何か。よろしいですか。

それでは、引き続き、総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、4ページの資料1-2をご覧ください。読み上げさせていただきます。

「（仮称）芝浦一丁目建替計画」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、平成28年11月22日に「（仮称）芝浦一丁目建替計画」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、お隣の5ページでございます。

第2 審議結果

【廃棄物】

工事の施行に伴う廃棄物の予測において、予測事項を建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量等としているが、本事業においては既存建築物の解体も行うことから、解体工事に伴う廃棄物の排出量等についても、予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○平手部会長 ただいまの説明について、何かございますでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で、次回の総会に報告

いたします。

次に「川口土地区画整理事業」環境影響評価準備書に係る項目別審議を行います。

初めに、水質について、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。

お手元のこの分厚い冊子です。通し番号がないので、若干分かりづらいのですが、9.4-1ページをご覧ください。真ん中より少し前ぐらいです。

9.4 水質の9.4.1 調査結果の概要でございます。

(1) 調査項目は、降雨時の規制基準等の状況、河川及び沢の水質（浮遊物質）及び流量の状況、土壌の沈降試験としてございます。

おめくりいただきまして、9.4-4ページをご覧ください。図9.4-1 水質及び流量調査地点でございます。

まず、河川につきましては、北側に川口川が流れておりますけれども、これの上流と下流で、No. CとNo. Dということによってございます。

南側の山入川につきましては、こちら上流のNo. BとNo. Aというところと、あとは既存資料調査でNo. アというところによってございますので、川についてはこの5地点になります。

沢につきましては、主に改変するのは南側ということで、南側につきましては、No. 1、No. 2、No. 3と沢の下流地点に3カ所によってございます。北側は、主に改変するのがNo. 7と書いてある近辺なので、一応、沢につきましては、No. 6、No. 7、No. 8の北側の3地点によってございます。

それから、9.4-5ページです。図9.4-2 土壌の沈降試験調査地点ということで、こちらが調査地点というか、土壌の資料の採取地点ということで、こちらのNo. A、No. B、No. Cということで3地点の土壌をとってございます。

おめくりいただきまして、9.4-6ページ、(5) 調査結果でございます。

まず、①降雨時の規制基準等の状況ということで、表に環境確保条例に基づく、建設工事に伴い発生する汚水の基準がございまして、今回はあくまで土地区画整理事業ということで、区画整理するところがアセスの対象になっているということです。懸念されるのは、そこに雨が降ったときの浮遊物質（SS）ということで、この120mg/Lを評価の指標として使っているところがございます。

おめくりいただきまして、9.4-8ページ、②河川及び沢の水質（浮遊物質）及び流量の状況でございます。

まず、ア 既存資料調査ですが、こちらの表を見ていただきますとおり、流量は全

て0m³/sで、当然、SSも0mg/Lということになるのですけれども、現地を見ていただいた先生方は分かると思いますが、南側の山入川につきましては、基本的には水が流れていないことが多いということで、基本的にはこういった0という状況になってございます。

イ 現地調査の結果が、おめくりいただきまして9.4-10ページ～11ページにございます。

まず、10ページが、表9.4-5 浮遊物質（SS）の現地調査結果で、上の表が定期調査ということで、こちらは豊水期、平水期、渇水期、それから補足調査と行っておりますけれども、山入川につきましては、基本的にはほとんど流量がないということもあって、平成27年9月に6mg/Lという数字が出ておりますけれども、それ以外は計測されていないか、<1mg/Lとなっております。

山入川流域の沢につきましても、基本的に高いところは19mg/Lと出ているところもありますけれども、あまり大きくない数字です。

川口川流域につきましては4mg/L以下。こちらあまり大きくない数字となっております。

降雨時につきましては、当然ですけれども若干上がりまして、山入川のNo. Bで49mg/L。沢では60から70、という値も出てございます。

川口川につきましては、同様に49 mg/L、44mg/Lという値も出ておりますけれども、沢につきましても、大きいところで、56mg/Lとなっております。

右側11ページの流量ですけれども、山入川は基本的にはあまり水が流れていない。

それから、沢もそんなに流量が多いという状況ではございません。

川口川は、山入川に比べれば流量はございまして、沢につきましても、山入川より少し多いのかなという状況でございます。

降雨時は、当然ですけれども定期調査よりは多い流量が出てございます。

おめくりいただきまして、9.4-12ページが③土壌の沈降試験の結果でございます。

基本的には、既存資料で2,000mg/Lぐらいが、この大規模な造成工事で発生する浮遊物質とされているということもありまして、また初期値を2,000mg/Lとして沈降試験を行った結果、この表を見ていただきますと、1分たつと10%を切るような状況で、60分たつと1%を切る。図が下にありますがけれども、一気に下がって行って、それから徐々に下がっていくという状況になってございます。

それでは、9.4-13ページ、9.4.2 予測及び評価の結果でございます。

まず、(1) 予測ですけれども、①予測項目は、工事の実施に伴う雨水の排水による河川水質への影響でございます。

ア. 予測地域は、排水の放流先である山入川、川口川。

イ. 予測地点としては、濁水処理施設の出口と、あとは周辺河川の下流側の地点でございます。

③予測対象時期は、造成工事の影響が最大となる時期。予測時点としては、日常的な降雨時と豪雨時の2時点としてございます。

④予測手法としましては、下に図がございますけれども、集水区域の面積と時間雨量、それから流出係数から濁水の発生量を求めまして、それから濁水処理施設です。仮設調整池等の容量から、どれぐらい滞留できるかという時間を求めて、この時間によって、先ほどの土壌沈降試験の結果から残留率を出す。そこから、濁水処理施設出口のSSを計算するという流れになってございます。

続きまして、9.4-16ページです。予測条件となる仮設調整池と仮設沈砂池の場所ですけれども、基本的には南側を主に改変するというので、それぞれ紫色で集水区域が分かれていますけれども、一番大きい集水区域が南東側にありまして、仮設調整池④で集水する。その次に、北西側の仮設調整池①で集水する。それから仮設調整池②、仮設調整池③とございます。

それから、北側に小規模な管理棟を作りますけれども、こちらについては仮設沈砂池を置いて、川口川に放流するという流れになってございます。

おめくりいただきまして、9.4-18ページ、⑥予測結果でございます。下の予測結果の表を見ていただきますと、十分な仮設調整池等の容量を確保するというので、この表の一番右側です。この表は南側の山入川流域の表ですけれども、濁水処理施設の出口でのSSと書いてありますが、日常的な降雨時で定量下限値未満、値としては0mg/L、豪雨時でも18mg/L程度となっております。現在の沢の降雨時のSSの濃度よりも低いような状況となっております。

9.4-19ページの上の表が、北側の川口川の流域の予測結果でございますけれども、一番右側です。日常的な降雨時で0mg/L、豪雨時でも2mg/Lということで、非常に小さな値となっております。

(2) 環境保全措置の検討ですけれども、こちらも表に記載のとおり、土砂流出防止柵の設置、造成箇所の速やかな転圧、造成法面の速やかな植栽または養生シートの設置、濁水処理施設の設置と適正な管理、場合によっては凝集剤の使用ということで、環境保全措置が記載されてございます。

9.4-21ページ、(3) 評価でございます。まず、①評価の手法です。

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価ということで、本事業の実施による下流河川の水質への影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、または低減されているかどうか。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価というところで、予測結果に対して、環境確保条例に基づく、建設工事等に伴い発生する汚水の基準との間に整合が図られているかどうかを評価してございます。

②評価結果でございます。まず、ア. です。

濁水処理施設の出口での浮遊物質量は、濁水処理施設において日常的な降雨時で2,000分以上、豪雨時で90分以上滞留させることで、濁水処理施設からの放流水の浮遊物質量は、日常的な降雨時20mg/L未満、豪雨時でも同様に、実際には0mg/L～18mg/Lと予測された。これは、計画地の沢の降雨時の浮遊物質量の現地調査結果と比べ同程度あるいは低い値であった。

それから、山入川の下流側の地点No. Aへの影響ですけれども、同様に、濁水処理施設出口でのSSの予測結果は20mg/L未満であって、放流先河川の浮遊物質量の現地調査結果と比較して低い値であること、また、山入川はほとんどが伏流しており、放流水の水質が現状を下回っていることから、著しい影響を与えることはないと予測をしております。

川口川の下流側の地点No. Cへの影響につきましてですけれども、こちらも濁水処理施設出口での浮遊物質量の予測結果が20mg/L未満であり、放流先河川の浮遊物質量の現地調査結果と比較して同程度あるいは低い。それから、川口川流域における工事範囲は狭く、日常的な降雨時における放流量は、川口川の流量に対して少ないことから、著しい影響を与えることはないと予測をしております。

さらに、先ほど申し上げたような環境保全措置を講ずることから、事業者により実行可能な範囲で、環境影響の低減が図られていると評価をしております。

それから、イ. です。

こちらは、濁水処理施設出口での浮遊物質量の予測結果は、日常的な降雨時で0mg/L、豪雨時で0mg/L～18mg/Lであり、条例に基づく建設工事等に伴い発生する汚水の基準（浮遊物質量120mg/L以下）を満足する。

したがって、工事の実施に伴う河川水質への影響は、基準との整合が図られているものと評価をしております。

最後、おめくりいただきまして、(4) 事後調査でございます。こちらは法に基づく事後調査は実施しないと書いておりますけれども、法に基づく事後調査は実施しませんが、条例に

基づく事後調査は実施しますので、これは以下全ての項目同様でございます。

それでは、本日の資料をご覧いただきまして、6ページでございます。6ページの資料2-1、水質の審議資料でございます。

都民の主な意見は、別紙のとおりということで、お隣の7ページでございます。岩盤の破碎に火薬が用いられない所では、薬剤や重機で代替するとしているが、薬剤を用いると、地下水の汚染の元凶となる為、使ってはならない、という意見でございます。

基本的には、こちらについては見解を事業者は示しておりまして、薬剤とは書いてありますけれども、方法としては、蒸気圧を発生させて、蒸気圧で破碎するような方法ということで、地下水等を汚染するような化学物質を使うわけではないということで、見解が述べられているところでございます。

以上を踏まえまして、佐々木委員とここの検討をした結果、意見なしとさせていただいております。

説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、佐々木委員、何か補足することはございますでしょうか。

○佐々木委員 まず、濁水に伴うSSの問題ですけれども、実際にこの地点の3ヶ所の土壌を使った沈降試験で、大体1時間あればほぼ1%以下まで沈降する。

一方、その濁水処理施設を拝見すると、豪雨時でも90分以上の滞留時間がとれるというような設計になっていて、想定を超えるような濁水がある場合には、凝集剤を使うということも事業者は考えているようですので、濁水については、問題はないかと思われま。

都民の御意見ですけれども、確かに薬剤や重機で代替すると記載されておりますと、やはり化学物質による地下水汚染を懸念されるのが当然のことかと思われま。ただ、ただいまの事務局からの御説明で、薬剤ではなくて蒸気圧を使ってということであるならば、そういった都民の誤解や御心配を生まないような表現にきちんと修正をされることがよろしいのではないかと考えま。

以上です。

○平手部会長 それでは、何か御質問等がございましたらお願いいたします。

ちなみに、この都民の意見の文言はどこに記載されていますか。

○宇山アセスメント担当課長 これはですね、水質の中には書いていなくて、騒音の環境保全措置の中に書いてございます。

○平手部会長 そちらのほうですか。

○宇山アセスメント担当課長 都民の方はそちらを見て言われているのかなと思います。

○平手部会長 分かりました。

では、今、佐々木委員の御意見があったので、その辺の修正がもしできればお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 はい。

○片谷会長 ページはどこですか。

○宇山アセスメント担当課長 例えば、9.2-23ページの下から3つ目の保全措置です。

発破作業の回避・低減と書いてあって、岩盤の破碎に用いる発破については環境影響が大きいと想定されたため、一部を薬剤や建設機械による破碎で代替することにより、騒音の低減が見込まれるため、適正な環境保全措置であると考えて採用する。

○片谷会長 薬剤による破碎というのは、ちょっと理解をしにくいのですけれども、何を意味しているのでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 蒸気を発生させるような、そういった物質を使うという意味で薬剤と書いてあるのですけれども、確かに薬剤と書くとそういう懸念があるので、表現を変えるか、薬剤のところ※か何かをつけて注書きでそういう有害物質を使うものではなくて、蒸気圧を発生させるようなものですという。この水分が入っているような薬剤に電気を通すと、膨張して割れるという話を聞いてはいるのです。

○片谷会長 だとすると、それは少なくとも水以外の物質がそこにはあることになりませんか、単なる水蒸気ということにはならないので、住民の方の疑問に十分答えたことにならないと思うのです。

要するに、電気を通して急に膨張するような物質であれば、それは少なくとも水ではないわけで、水以外の物質がそこにあるということですから、無害な物質かもしれないけれども、それが何であるのかというのは極めて重要な問題である可能性があります。

ですから、それは単に蒸気だからということだけでは、十分な回答にはなっていないので、具体的に何を使うのかということを確認する必要があります。

○宇山アセスメント担当課長 そうですね。

○片谷会長 これは準備書ですから、評価書までの間に明らかになればいいのですけれども、少なくともこの住民意見に対する答えとして十分な回答には現時点ではなっていないです。

○宇山アセスメント担当課長 それも含めて、どういうものを使うというのを書いてもらうように伝えたいと思います。

○平手部会長 それでは、ほかに何か質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、水質につきましては、意見なしといたします。

次に、地形及び地質について事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして、9.6-1ページをご覧ください。9.6 地形及び地質の9.6.1 調査結果の概要でございます。

まず(1)調査項目は、ア.地形及び地質(斜面の安定性)の状況、イ.規制等の状況でございます。

おめくりいただきまして、9.6-3ページが図9.6-1 ボーリング調査地点ということで、基本的には南側を改変しますので、南側を幅広く調査地点としてとっているところでございます。

おめくりいただきまして、9.6-4ページ～5ページ以降が(5)調査結果でございます。まずア.地形の状況ですけれども、9.6-5ページの一番上です。

計画地は、八王子市北西部の丘陵～低山地(川口丘陵)に位置している。北側の川口川と南側の山入川に挟まれており、西北西～東南東に延びた丘陵の幅は約1.5km、頂稜部の標高は300m弱、両河川沿いの沖積面の標高は160m～200mで、比高は100m程度である。計画地内は浸食が進んで沢が発達し、山腹斜面は急峻である。一方、頂稜部は緩斜面になっているということでございます。

それから、中段の(イ)現地調査ですけれども、こちらは写真を見ていただいても分かるかと思いますが、計画地内の沢沿いで泥地や傾斜地が多く見られ、写真9.6-1に示すとおり、雨水の流出や倒木等の影響で崩壊した斜面も確認されたということで、現状ではかなり危険な地点が多く存在しているということでございます。

おめくりいただきまして、9.6-6ページが図9.6-3 標高区分図ということで、ちょうど北側と南側を分けるように稜線がありまして、そちらが高くなっております。

それでは、9.6-11ページをご覧ください。地質の結果になりますけれども、代表的な地質断面の位置ということで5断面を切っておりまして、引き続いて9.6-12ページ～16ページまで、同断面の地質断面図がございます。

それから、9.6-17ページの②規制等の状況ですけれども、まず、ア.宅地造成規制法ですが、宅地造成規制法により、計画地の全域が宅地造成工事規制区域に指定されており、宅地造成工事を行う場合には、着工前に知事の許可が必要な地域となっております。

また、同施行令において、技術的な基準が定められており、必要な措置の実施が求められ

てございます。

それから、同法に基づくマニュアルというものも制定されておりまして、崖崩れや土砂の流出等による災害を防止するために、いろいろな考え方ですとか、留意すべき点をこのマニュアルで整理してございます。

本事業の実施にあたっては、宅地造成規制法に基づく技術的な基準を満足する計画とともに、宅地防災マニュアルを参考として、斜面の安定性を確保する、としてございます。

表9.6-4が宅地防災マニュアルにおける切土・盛土に関する主な規定ということで、まず切り土につきましては、さまざまな土質に応じて適切なのり面勾配にする、また、排水等に十分配慮するといった記載がございます。

下の項目、盛土のり面安定性の検討ということで、こちらについては、円弧滑り面法により、定量的に検討することを標準とするということで、その次のポチです。

盛土のり面の安定に必要な最小安全率 (F_s) は、盛土施行直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。それから、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする、としてございます。

それから、イ．土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律ということで、こちらをおめぐりいただきまして、9.6-18ページに、土砂災害警戒区域の図がございまして、2種類ございまして、まず急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の土砂災害警戒区域が黄色の部分になりまして、さらにその中で特に危ない部分が赤線でありまして、土砂災害特別警戒区域でございまして。

土石流の警戒区域が青いところとなっております、その中で特に危ないところということで、青い実線で土砂災害特別警戒区域がございまして。それぞれ、がけ崩れのほうが23ヶ所、土石流が16ヶ所、特別警戒区域として指定されてございます。

それでは、9.6-19ページです。9.6.2 予測及び評価の結果の、まず（1）予測でございまして。

①予測項目は、敷地の存在（土地の変形）に伴う地形及び地質（斜面の安定性、土砂災害特別警戒区域）への影響でございまして。

イ．予測地点につきましては、真ん中の表ですけれども、斜面の安定性については、南側の改変する地域のうち影響が懸念される最も代表的な地点ということで、長大盛土法面3断面でございまして。

土砂災害特別警戒区域は、改変しない区域も含めてですけれども、こちらにつきましては、

先ほど御説明させていただきましたとおり、北と南含めてA-1～23まで、B-1～16まででございます。

③予測対象時期は、供用後の環境が安定することが想定される時期ということで、斜面の安定性については常時と地震時の2時点について予測を行ってございます。

おめくりいただきまして、9.6-20ページが、今、申し上げました予測時点でございます。予測断面につきましては、特に危険とされている盛り土の長大のり面の地域です。A-A'、B-B'、C-C'の3断面でございます。

それから、特別警戒区域として、赤枠と青枠で記載がございます。それぞれ、この図の特に南側の黄色い部分が盛土です。茶色い部分が切土ということで、切り土の部分の土を切って盛り土の部分を埋めていくという工事になってございます。オレンジ色のところは、のり枠工で土砂防災工を図るところと、オレンジ色の点線のところが、砂防堰堤をつくって土砂防災工をする場所となっております。

9.6-21ページ、④予測手法でございます。

ア. 斜面の安定性の、まず（ア）予測手順ですけれども、こちらは安定解析手法により定量的に予測する方法。

イ. 土砂災害特別警戒区域につきましては、事業計画や環境保全措置等を考慮し定性的に予測をしてございます。

おめくりいただきまして、9.6-22ページ、⑤予測条件ですけれども、特に真ん中にあります（ウ）法面の傾斜等ですが、傾斜地及び擁壁の設計にあたっては、宅地造成規制法、宅地防災マニュアル及び土砂災害防止法に適合した計画とし、土砂災害特別警戒区域の指定解除のため、法面の傾斜度30度未満、傾斜地の高さ5m未満とする計画である、ということで、図にありますとおり、基本的には傾斜度30度未満にして、高さ5mのところを犬走りを設けて、さらに傾斜度をつけていくということで、こういった工事をするることによって、特別警戒区域が解除されるということでございます。

9.6-23ページ、⑥予測結果でございます。

まず、ア. 斜面の安定性です。本事業では、宅地造成規制法、宅地防災マニュアル及び土砂災害防止法に適合した計画とし、土砂災害特別警戒区域の指定解除のため、法面の傾斜度30度未満、傾斜地の高さ5m未満とする計画であることから、斜面の安定性が確保されると予測する。

それから、定量的な予測結果につきましては、表に記載がありますとおり、常時におきま

しては1.84～1.97ということで、宅地防災マニュアルの盛土法面の安定に必要な最小安全率の1.5を上回っているという状況でございます。

地震時につきましても、1.00～1.05ということで、同最小安全率を同値か上回っているという状況でございます。

9.6-24ページ、イ．土砂災害特別警戒区域ですけれども、中段の表にあります。まず改変する区域の南側につきましては、造成工事の中で対策を実施して、基本的には傾斜度30度未満、高さ5m未満とするということで、土砂災害の発生を防止する。北側につきましては、大きな造成は行いませんので、土砂防災工として地点別に適切な工法を検討して、のり枠をつくるか砂防堰堤といったものを設置して、土砂災害の発生を防止するとしてございます。

それから、文章の下から3行目です。こういったことを行うことによって、計画地に係る土砂災害特別警戒区域は、適切な方法で対策工事等を実施することで、特別警戒区域の指定が全て解除されるよう努めるため、現状と比べて危険性が低減されると予測してございます。

(2) 環境保全措置の検討ですけれども、記載のとおりです。上から、適切な斜面・擁壁の角度の維持、それから土質特性の事前調査の実施。今回、いろいろ調査をしておりますけれども、まだまだ不明確な部分もありますので、実際の工事の前にはしっかり調査をすることとございます。

それから盛土法面の地盤改良です。場所によって地盤改良が必要なところは、地盤改良をする。

それから、造成法面の十分な転圧と早期緑化、造成法面の監視等の記載がございます。

それでは、9.6-27ページ、(3) 評価でございます。

①評価の手法のア．環境影響の回避、低減に係る評価につきましては、本事業の実施による地形及び地質（斜面の安定性、土砂災害特別警戒区域）への影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、または低減されているかどうか。

イ．国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価につきましては、計画地の南側の盛土法面の安定性の予測結果に対して、目標との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより、評価を行ったとしてございます。

評価の目標につきましては、宅地防災マニュアルの盛土法面の最小安全率を設定したとしてございます。

②評価結果です。

まず、ア．環境影響の回避、低減に係る評価ですけれども、本事業では宅地造成規制法等

に適合した計画とし、土砂災害特別警戒区域の指定解除のため、法面の傾斜度30度未満、傾斜地の高さ5m未満とする計画であることから、斜面の安定性が確保されると予測する。

それから、造成区域に係る土砂災害特別警戒区域については、工事実施前に調査を実施し、区域を管理する関係官庁と十分協議の上で、土地の安定性が確保される適切な施行計画を採用し工事を実施する。造成区域に係らない計画地内の土砂災害特別警戒区域についても、区域を管理する関係官庁と十分協議の上で、土地の安定性が確保される最も適切な方法で対策工事を実施することから、現状と比べて危険性が低減されると予測をさせていただきます。

さらに、さまざまな環境保全措置をとることによって、事業者により実行可能な範囲で、環境影響の低減が図られているものと評価させていただきます。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価ですけれども、斜面の安定性(円弧すべりの最小安全率)の予測結果は、常時1.84~1.97、地震時1.00~1.05であり、表9.6-11に示すとおり、宅地防災マニュアルの盛土法面の安定に必要な最小安全率(常時 $F_s \geq 1.5$ 、地震時 $F_s \geq 1.0$)を満足する。

したがって、造成工事及び敷地の存在(土地の改変)に伴う地形及び地質(斜面の安定性)への影響は、基準又は目標値との整合が図られていると評価をさせていただきます。

9.6-28ページ、(4)事後調査ですけれども、こちらも条例に基づく事後調査を実施するものでございます。

今、見ていただきましたとおり、基本的には今、既にかなり危ない地域がたくさんありまして、これを全てきれいにしないと開発できないということもありますけれども、実際にはそれで全てきれいなだらかな斜面になりますので、斜面の安定性という一つの観点から見れば、危険性については現状よりもかなり改善されるのかなというところでございます。

それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、8ページでございます。資料2-2、地形及び地質の審議資料でございます。

都民の主な意見は、別紙1のとおりということで、右側9ページに記載がございます。まず、上から、斜面の安定性を示す最小安全率の予測結果は、P.9.6-23の表9.6-7によると、地震時、予測断面A-A'、B-B'において1.00、C-C'において1.05となっています。これは宅地防災マニュアルの盛土法面の安定に必要な最小安全率の基準1.00と同じ又は僅かに上回るだけの予測結果となっています。この安定性の計算は、地震時はまずもって基準値すれすれの結果となっており、市民としては大きな不安を覚えます、ということで、こちらにつきましては、杉田委員と検討しまして、知事意見のほうに反映させていただきます。

続きまして、B-B'断面では円弧の中心がメッシュ外枠上にあり、これが最小安全率を示す点とは言えない。（他の断面では全てメッシュの中に中心点がある）より上位に最小安全率を示す点がある可能性があると考えなかったのか。中心点を求めるには、周囲よりも安全率が小さいことを確認すべきではないか。これはすべり計算を行う技術者なら当然知っていることではないかということで、こちら後も知事意見のほうで説明をさせていただきます。

それから、その2つ下です。

ボーリング柱状図が示されていないのはなぜでしょうか。他の環境アセスでは示されているものです。資料が不十分です、ということで、こちらは確かに載っておりませんので、評価書までには資料に載せるということでございます。

一番下です。

都市計画法に規定する開発行為の許可等に関する審査基準では切土法面で原則最大で30m、盛土法面で最大18mと規定があるが、本計画の最大法面は盛土面で40mを超えており、審査基準違反は明らかである。また、この法面直下は住宅地であり、老人福祉施設もあるところで、安全上、このような造成計画は許されないものとする、という意見でございますけれども、先ほど、9.6-22ページで、図で説明させていただきましたが、確かに高さはかなり高いのですけれども、この図でいうところの小段（犬走り）をしっかり設けることで、高さというのが一旦クリアされています。このままずっと続いていくとだめなのですけれども、しっかりこの小段をつくることによって、高さについてはリセットされて、計算上というか法令上は大丈夫だということで見解が述べられているところでございます。

こういった都民の主な意見を反映させまして、杉田委員とここも検討した結果、意見ありということで、10ページの別紙2でございます。

まず1つ目です。

1 地震時における斜面の安定性の予測結果において、円弧すべりの最小安全率は、『宅地防災マニュアル』の盛土法面の安定に必要な最小安全率と同値又はわずかに上回る程度であることから、環境保全措置を徹底し、斜面の安定性に与える影響の低減に努めること、ということで、1.00で同値では心配ですということで、マニュアル上は超えていれば基準を満たしているのです、それでだめということではないのですけれども、確かに同値ということで心配ということも分かるので、9.6-25ページに、土質の事前調査をすとか、地盤改良するとかいろいろ書いてありますので、そういった保全措置をしっかりやって、斜面の安定性に与

える影響を低減させてくださいという意見でございます。

2番目です。

B-B'断面における円弧すべりの最小安全率（常時）の予測結果において、メッシュの表示が不適切であり最小安全率を導き出した過程が不明確であることから、改めて適切なメッシュを表示した上で、最小安全率の検証を行うこと、という意見でございまして、こちらはややこしいのですけれども、資料編の5.1-1をご覧ください。

資料編5.1-1の上のA-A'断面というのが、薄く赤い円弧の図がありまして、この円弧のところに1.84とあるのですけれども、ここが最小安全率を示す点になっていて、周囲の数字も見ればここが最小だということが分かるのですけれども、下のB-B'断面につきましては、こちらは一番上のところで1.90とは書いてあるのですけれども、その上のメッシュが切られていないので基本的にはこの1.90に向かって数字が収束していくという図になっていると思うのですが、それが分からないという都民意見がございましたので、こちらの上のメッシュもしっかり切って、その数字を出して、改めてここが最小安全率の地点ですということが分かるようにしてくださいという意見でございます。

説明については以上でございます。

○平手部会長 それでは、本日、杉田委員は欠席されておりますが、事務局の説明のとおりと伺っております。その後、杉田委員からコメントなどは届いていますでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 特にございません。

○平手部会長 はい。

御質問等がございましたら、お願いいたします。

私のほうから。都民の方の意見の中で、上2つは盛り込まれている。それから、ボーリングの話と都市計画法の下1個です。それで、3番目と5番目ですか。このあたりは説明がなかったのですが、いかがでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 まず、3つ目なのですけれども、計画地は美山ユニットの地層であり、その走向は北西から南東であり、傾斜は南西に30～80度になっている。と表記されている。こうした基礎的な地層状況が全く反映されていない。特に傾斜を反映するA・Bの各断面の基礎地層はかなりの傾斜となっているはずである、という意見に対しまして、この傾斜となっているというのは確かに既存の資料でこの地域は傾斜になっているということにはなっているのですけれども、実際にこのA-A'、B-B'、C-C'の3断面においてどうなっているかというのは、まだその現地ではかっているわけではないので分かりません。

一応、事業者としては、現地が緩い勾配なので、水平では設定しておりますけれども、この環境保全措置の中で、土質特性の事前調査の実施とか地盤改良の実施とありますので、実際に工事をする段階で掘ってみて、傾斜がきついようでしたら、それに沿った工事を行うということが見解で述べられているのと、一応、これも予測条件が不明確なところもあるということで、先ほどの10ページの1番目の意見で最小安全率と同値又はわずかに上回る程度ということで、数字についてまだ不確定な面があるので、しっかり環境保全措置を徹底し、斜面の安定性に与える影響の低減に努めることということで、これも一応、答申案に反映させているところがございます。

それから、下から2つ目の切土部分の危険予測はどのようになっているのでしょうか、というものについて、9.6-20ページです。

こちらは、A-A'断面とB-B'断面とC-C'断面の3断面で予測していて、都民の方は切り土のり面でも予測すべきではないかに行っているのですけれども、切り土は既にある、ある程度かたい岩盤を切るの、それよりはむしろそれを切り土を使って転圧したところのほうが、安定性としては非常に不安定ということで、より危険なところで予測をするということで、A-A'、B-B'、C-C'の3地点を選定している。安全側というか、一番危ないところで予測をしていて大丈夫ということであれば、切り土のほうも大丈夫であろうということがございます。

以上でございます。

○平手部会長 それから、今の御説明があったあたりの記号の使い方が、例えば、表の9.6-5に、長大盛り土のり面の3断面。これがA-A'、B-B'、C-C'のことですが、その都度、対応関係がさっと読んだだけでは分からないので、その辺はもし修正できるのであれば、対応関係が分かるようにしていただきたいと思います。

○宇山アセスメント担当課長 多分、上の文章で、予測地点は、表9.6-5及び図9.6-10に示すとおりと書いてあるのですけれども、確かに表の中でも、P9.6-20におけるA-A'、B-B'、C-C'と書いたほうが分かりやすいかと思いますので、その点は評価書までに修正をお願いしたいと思います。

○平手部会長 それでは、ほかに何か御質問はございますでしょうか。

○片谷会長 今回の都民の方の御意見なのですけれども、具体的に懸念をされている福祉施設というのは、この間、現地に行ったときにあった施設ですか。どこにあるのでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 老人福祉施設ですか。

- 片谷会長 たしか見に行ったところにそのようなものがあった気もするのですが。
- 宇山アセスメント担当課長 現地から見えるところでは。
- 片谷会長 ではないのですね。
- 宇山アセスメント担当課長 はい。
- 片谷会長 この地図の中で、どの辺ということは。
- 宇山アセスメント担当課長 C-C'の南側にあるのです。3-53ページを見ていただくと、ここに3つ並んでおりますけれども、ちょうどC-C'の南側です。
- 片谷会長 なるほど。そうすると、やはりこの斜面の直下ということになるわけですね。そうすると、心配があるというのは。
- 宇山アセスメント担当課長 そうですね。9.6-20ページを見ていただくと、現在ここは土砂災害特別警戒区域になっておりますけれども、一応、これは解消されて、よりなだらかな斜面になるという計画でございます。
- 片谷会長 何か、現況の斜面と工事した後の斜面を同じ断面図に重ねて書くとか、何か現況よりも崩壊云々のリスクが減るのだということが分かるような図面があると、周辺住民の方にはより安心が高まるのではないかという気がするのですが。今のこの図書の状況だと、そういうことを読み取るには、読み取るための知識がかなり必要な気がするのです。
- 宇山アセスメント担当課長 A-A'、B-B'、C-C'の3地点であれば、イメージ図みたいなものであればおそらくつくれると思うので、それはまた評価書に至る前に、より分かりやすい図書をつくるという観点から協議させていただきたいと思います。
- 片谷会長 多分、周辺にお住まいの方の福祉施設はもちろんですけれども、一般住宅もあるわけですよね。一番懸念されているところというのは、そういう土砂災害対策なのだろうと思いますので、それが要するに現況よりもよくなるというのであれば、それを明示するような図を追加していただくというのが有効な手段だと思います。
- 宇山アセスメント担当課長 おっしゃられるとおりなので、C-C'断面については特に近くにそういった施設があるということで、その図を追加するという方向で検討させていただきたいと思います。
- 平手部会長 今のお話とも非常に関連するのですが、この現状の中で、今、言われた工事によって土砂災害特別警戒区域から外れるという記述はどこかにあるのですか。
- 宇山アセスメント担当課長 いろいろなところに。例えば、9.6-24ページの文章の一番下から3行目です。計画地に係る土砂災害特別警戒区域は、適切な方法で対策工事等を実施する

ことで、特別警戒区域の指定が全て解除されるように努めるため、現状と比べて危険性が低減されると予測する。

○平手部会長 この辺はなかなか気がつかないというところもありますよね。図か何かで示していただくと、より理解しやすいかなと思います。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、地形及び地質につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

次に廃棄物等について、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、今度はかなり後ろのほうです。9.12-1ページをご覧ください。大分後ろのほうです。9.12 廃棄物等の9.12.1 予測及び評価の結果でございます。

まず、(1) 予測ですけれども、①予測項目は、造成工事に伴い発生する副産物（廃棄物、建設発生土）の種類、発生量、発生抑制・再資源化量、再利用量、中間処理・最終処分量でございます。

③予測対象時期は、工事中。

④予測手法ですけれども、ア．造成工事に伴い発生する廃棄物につきましては、区域はほとんど山林でございますので、出てくる廃棄物としましては、伐採樹木（木くず）を予測対象としてございます。

建設につきましては、北側において小規模な管理棟を作りますので、その管理棟の建設に伴う建設廃棄物についても予測対象としてございます。

ということで、基本的には、山林を伐採することによる木くずと、管理棟の建設廃棄物でございます。

9.12-5ページをご覧ください。⑥予測結果でございます。

まず、ア．造成工事に伴い発生する廃棄物の（ア）伐採樹木ですけれども、中段の表にございますとおりアカマツ群落、コナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、モウソウチク・マダケ林という4つの種類で、地上部が14,562DB-t。乾重量というのですか、乾いたベースです。それから、地下部が4,806DB-t。合計が19,368DB-t。これに対して乾量基準含水率を掛けまして、発生量としましては35,708tとなっております。

このうち、下の表を見ていただきますと、売却ということでスギ・ヒノキ・サワラ植林の一部を売却して1,292t。場内利用ということで、こちらは、あそびの森というのを作るので

すけれども、そこに木材チップを散布するということで475t。それ以外につきましては、基本的には場外で再資源化を図るということになっておりまして、右から2つ目の発生抑制・再資源化量は35,369t、率にして99.1%となっております。

おめくりいただきまして、9.12-6ページが（イ）建設廃棄物でございます。管理棟の建設に伴うものでございます。

上の表です。発生量の合計は112t。これはそれぞれ、管理棟の延べ床面積に原単位を掛けたものとなっております。

中段の表が、再資源化量等ですけれども、こちらは112tに対しまして、それぞれの項目に対しまして目標とする再資源化率を掛けました。右から2列目の再資源化量（全体）としては98%となっております。

イ．造成工事に伴い発生する建設発生土ですけれども、基本的には切り土したものを全て盛り土するというので、場外に搬出する量は0としてございます。

9.12-7ページの環境保全措置ですけれども、上から2つ目で伐採樹木の一部を有価物として売却、伐採樹木の一部を木材チップとして利用（場内散布）、伐採樹木の一部を木材チップとして利用（濁水ろ過フィルター）、伐採樹木の一部をしがら柵として利用といった記載がございます。

それでは、9.12-9ページ。（3）評価でございます。

①評価の手法ですけれども、ア．環境影響の回避、低減に係る評価につきましては、本事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、または低減されているかどうか。

イ．国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価につきましては、東京都建設リサイクル推進計画に基づく目標値です。

中段に表がございますけれども、こちらとの整合が図られているかどうかを検討し、評価を行ったとしてございます。

それでは、おめくりいただきまして、9.12-10ページ、②評価結果でございます。ア．環境影響の回避、低減に係る評価につきましては、本事業では、先ほど言った、売却をするのですとか、しっかり分別をするとか、木材チップとして場内散布といった環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲内で、環境影響の低減が図られている、と評価をしてございます。

イ．国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価につきましては、真ん中

の表です。例えば伐採樹木は目標値の99%に対して99.1%、建設廃棄物は98%に対して98.2%、建設発生土は88%に対して100%ということで、こちらの造成工事に伴い発生する副産物についての目標との整合が図られていると評価をさせていただきます。

(4) 事後調査につきましては、こちらも今までと同様、条例に基づく事後調査を実施するものでございます。

こういった内容を踏まえまして、本日の資料の11ページ、資料2-3をご覧ください。廃棄物等の審議資料でございます。

都民の主な意見は、別紙のとおりということで、12ページに記載がございます。

造成で発生する総土工量は切土及び盛り土が其々300万 m^3 併せて約600万 m^3 になっています。しかし国土交通省が定めている盛り土に対するほぐし土量変化率を採用すれば天合峰の土質では1.3から1.7倍となり、転圧したとしても600万 m^3 を大きく超えてしまうが、超えてしまう土はどこに持っていくのか、切土・盛り土のバランスを持たせるとしているが、数値が合いませんとしておりますけれども、確かに、図書には300万 m^3 を切って、300万 m^3 を盛るということで、このほぐし土量というものについては、特に想定はしていないのですけれども、考え方としては、300万 m^3 切って、ほぐして土量が立米体積で増えたとしても、それを全体的に薄く広く盛るとということで、多少、地盤高が上下しますけれども、基本的には外に持ち出さないということは変わりありませんということが、見解書のほうで示されているところでございます。

それでは、また11ページにお戻りいただきまして、今のような意見等も踏まえまして、池本委員と検討した結果、意見なしとさせていただいております。

説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、池本委員、何か補足することはございますでしょうか。

○池本委員 こちらは今、事務局からの説明のとおりなのですけれども、予測評価の流れを見ていると、例えば、売却量の割合が30%とされている記載であるとか、その根拠がどこにあるのかなという部分もあるのですけれども、最終的な目標を意識しつつ、こういった考え方で、売却であったり処分をしていけば目標が達成できるという形で示されているものと読めました。したがって、事業者側の意思表明的なところもあるのかなという解釈で読ませていただきました。

そういったところで、予測評価に関しては特にコメントすることはないかなと考えております。

それに対して、事後調査でそういったところを確認していきたいなというところで、この準備書の中では、事後調査は行われなという記載があつて、この間、先生方にもよく見ていただいているのですが、廃棄物は実際、意外なものが土中に入っていたり、今回であれば例えばガラが入っていたりとか、地中埋設物はなさそうようには思いますけれども、そういったこともあつて、後でモニタリングしていくことが重要かなと思つていたところをこのような記載だったので、事務局からの説明のとおり、都の条例では全て事後調査を実施していくということでございますので、その点についても担保されていると考えまして、意見なしとさせていただきます。

以上でございます。

○平手部会長 それでは、私のほうから1点。

今、先ほどのこの件で、要するに多少、土量が増えるということで、それを薄く全体にならすということです。そうすると、多少、当然そこにまた厚みが出てくるわけで、その厚みが先ほどの滑りの問題で、そこは考慮されているのか。考慮されていないとすると、その厚みの分がかかったことによって、1が1.0でしたよね。それが微妙に0.99とかになつたりはしないのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 そこまで確認しておりません。ちょっと確認させていただきたいと思います。

○平手部会長 そうすると、今日は答えは出てこないですよ。

○宇山アセスメント担当課長 ちょっと無理です。確認させていただいて、もし問題があるようであれば、杉田委員と調整させていただきたいと思います。

○平手部会長 それでは、ほかに何か質問はございますでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 最後の項目なので、廃棄物にも関連するのですが、確認したいのは事後調査なのですけれども、法に基づく事後調査はしないと全部の項目に出てくるのですが、後ろに事後調査というページが11-1ページ以降に出てくるのですが、ここには法に基づくも何も書いていなくて、あまり項目が出てこない状況になっているのです。逆に言うと、都条例に基づく事後調査をやるよというのは準備書には全く出てこないのかどうかを確認したいのですが。

○平手部会長 では、事務局、どうぞ。

○宇山アセスメント担当課長 一切出てきません。条例のほうにしっかりとやるようにと書い

であるので、それに基づいてほかの法アセスの案件もやってもらっている状況なので、図書には一切出てきません。

○藤倉委員 ほかの案件も、図書には出てこなくてもいいという状況なのですね。

○片谷会長 1点、先ほどの木くずなのですけれども、場外利用というのは既に計画があるのですか。

○宇山アセスメント担当課長 場外利用は、特にこの図書には何も書いていないので、ほかの案件もそうですけれども、燃料チップにしたりとか、木として使えるものは木として使うのかもしれませんが、原料にしたり燃料にしたりとあると思いますが、この段階ではまだ何も決まっているものではございません。しっかり、そういった持っていく先を探して、再資源化するというところでございます。

○片谷会長 最近、バイオマス発電などでニーズとしては増えているはずなのですが、行き場がなくなっているみたいなことにはならないようにフォローが必要かなと思います。本当にこの99.1%の再利用0がされているのかというのはやはりチェックが必要かなと思います。

それと、この項目だけではなくて、全部の項目におそらく共通するのですけれども、これから審議される項目もあるのですが、今日審議の3つの項目は、どれもやはりそうだったのですけれども、評価の記述が、評価の基準としてこの事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、または低減されているかどうかということで評価を行ったとしていながら、その評価の結果の記述は、例えば今の9.12 廃棄物等のところですと、9.12-10ページの一番上のほうですが、環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲内で、環境影響の低減が図られている。できる限りは消えているのです。これは、記述方法としては、やはり直させたほうがいいと思います。実行可能な範囲内という表現だけだと、実行可能な範囲内の最小限でもいいことになってしまいます。

これまでも実は、東京都の案件でもこういう例は結構あったのですけれども、この案件というのは配慮書の第1号案件でもあって、世間の注目が非常に高く、今後の法アセスにしろ、東京都の条例アセスにしろ、モデルというか手本にもなってもらわなければいけないような図書ですから、そういう記述についての細かい部分も手本にふさわしいようなものにしていただくように、事務局からぜひ指導していただきたいと思っています。

もちろん、事業者さんは実行可能な範囲の最小限を狙っているということは当然ないとは理解していますが、とにかく最大限の低減を図るのだという姿勢は、どこにでもそういうことをちゃんと記載してもらおうという姿勢でやっていただきたいと思いますので、ぜひ

それを評価書の段階では省かないように指導していただきたいをお願いしておきたいと思います。

○宇山アセスメント担当課長 全ての項目が多分、同じような書きぶりだと思うので、そこは全て修正させていただきたいと思います。

○平手部会長 それでは、ほかに何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、廃棄物等につきましては意見なしといたします。

本日より予定しました審議は全て終了しましたが、ほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴者退室)

(午後4時51分閉会)